

一般社団法人 島根県作業療法士会

講師謝金規程

平成 24 年 4 月 22 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、本会が事業に伴う謝金の支払い基準を定めるものである。

(謝金の種類)

第 2 条 謝金の種類は、講師謝金とする。

(講師謝金)

第 3 条 講師謝金は、本会が主催する学会・研修会・講習会等における講演又は講義、実習または実技指導に対して支払う。

(謝金の額)

第 4 条 謝金の基準額は、別表に掲げる。ただし、学会における特別講演等についてはこの限りではない。

2. 第 3 条に該当しないものについては、その都度定める。

3. 特に顕著な業績を有する者には実情を勘案する。

(規定の変更)

第 5 条 この規程の変更は、理事会の議決がなければ変更できない。

附 則

1. この規程は、平成 24 年 4 月 22 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

支 払 対 象 区 分		1 時間当たり支払額	税別
講 師	A	県士会員以外 及び県外講師	島根県士会員
	B	13000 円	一律 7000 円 (交通費及び宿泊費は別途支給)
基 準	A	大学講師、短大・高専助教授、高校教頭、官公庁課長補佐級、民間企業管理者層、民間一般技術者大学助手、短大講師・助手、高専講師・助手、高校教諭など	10000 円
	B	区分 A 以外の作業療法士	
助 手	区分 A の助手	10000 円	区分 B の助手 8000 円

(注)

1, 「弁護士等」とは、弁護士、裁判官、検察官をいう。

2, 「官公庁」とは、国または都道府県レベルをいう。

3, 元職員で、現職による適応区分が明らかでない者については、退職する際の職位による。

4, 講師の職種および職名が複数の区分に該当する場合は、上位の区分を選択する。